

## 上陸審判規程 目 次

第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	特別審理官の指名	2
第4条	移管	2
第5条	口頭審理の期日	2
第6条	口頭審理の併合	2
第7条	必要な調査	3
第8条	口頭審理に関する記録等	3
第9条	外国語の使用等	4
第10条	代理人	4
第11条	立会人	4
第12条	口頭審理の指揮	5
第13条	証拠資料の取調べ	5
第14条	証人尋問又は証拠資料の取調べの申出	5
第15条	証拠資料の領置及び還付	6
第16条	証人の出頭要求	6
第17条	証人尋問	7
第18条	上陸の申請の取下げ	7
第19条	認定に伴う措置	8
第20条	異議の申出の放棄等	8
第21条	異議の申出	8
第21条の2	事実の調査	9
第22条	異議の申出の取下げ	9
第23条	上陸特別許可の通知を受けた主任審査官の措置	9
第24条	退去命令に伴う出国便の指定等	10
第25条	運送業者に対する退去命令の通知等	10
第26条	とどまることができる期間及び施設の指定	11
第27条	仮上陸許可	11

## 別記様式

別記第1号様式 口頭審理期日通知書	12
別記第2号様式 上陸口頭審理記録書	13
別記第2号様式の2(イ) 上陸口頭審理記録書(一般事案)	14
別記第2号様式の2(ロ) 上陸口頭審理記録書(法7-1-2事案)	15
別記第2号様式の3 上陸口頭審理補助紙	16
別記第3号様式 口頭審理調書	18
別記第3号様式の2 口頭審理調書	19
別記第3号、4号及び第9号様式の3 (規程第8条及び第16条関係)	22
別記第4号様式 供述調書	23
別記第4号様式の2 供述調書	24
別記第5号様式 領置調書	26
別記第6号様式 領置物件目録書	27
別記第7号様式 領置物件還付請書	28
別記第8号様式 所有権放棄書	29
別記第9号様式 証人尋問調書	30
別記第9号様式の2 証人尋問調書	31
別記第10号様式 宣誓書	34
別記第11号様式 上陸申請取下書	35
別記第11号の2様式 異議申出取下書	36
別記第12号様式 異議申出書類送付書	37

## 上陸審判規程

### (目的)

**第1条** この規程は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「規則」という。）に規定する上陸手続に関する特別審理官及び主任審査官の職務の執行の適正を期することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 法第6条第2項に基づき上陸の申請をした外国人をいう。
- (2) 上陸条件 法第7条第1項各号に掲げる上陸のための条件をいう。
- (3) 証拠資料 法第6条第3項各号のいずれかへの該当性及び上陸条件の適合性を判断する根拠となる資料をいう。
- (4) 口頭審理 法第10条に規定する口頭審理をいう。
- (5) 代理人 法第10条第3項に規定する代理人をいう。
- (6) 立会人 法第10条第4項の規定に基づき口頭審理に立ち会う者をいう。
- (7) 審問 特別審理官が口頭審理において申請者又は代理人に対して行う聴聞をいう。
- (8) 証人尋問 法第10条第5項の規定に基づき証人に対して行う尋問をいう。
- (9) 認定 法第10条第7項に規定する認定、同条第8項に規定する認定（法第6条第3項各号のいずれかに該当する旨の認定を除く。）及び法第10条第10項に規定する認定をいう。
- (10) 異議の申出 法第11条に規定する異議の申出をいう。
- (11) 地方出入国在留管理官署 地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局の支局並びに地方出入国在留管理局の出張所及び支局の出張所をいう。
- (12) 事実の調査 法第59条の2に規定する事実の調査のうち、法第12条第1項に係るものをいう。

(特別審理官の指名)

**第3条** 地方出入国在留管理官署の長は、法第7条第4項又は第9条第6項の規定により入国審査官が申請者の引渡しをするとき又は次条の規定により口頭審理に係る案件の移管を受けたときは、直ちに口頭審理を行う特別審理官を指名しなければならない。

2 地方出入国在留管理官署の長は、前項の規定により指名した特別審理官が事故その他やむを得ない事由により口頭審理を終結することができなくなったときは、直ちに新たな特別審理官を指名して当該口頭審理を引き継がせなければならない。

(移管)

**第4条** 地方出入国在留管理官署の長は、法第13条第3項に規定する申請者の住居その他の事情を勘案して適當と認めるときは、口頭審理に係る案件を他の地方出入国在留管理官署に移管することができる。

(口頭審理の期日)

**第5条** 特別審理官は、第3条第1項又は第2項の規定により指名を受けたときは、速やかに口頭審理を行わなければならない。ただし、前条の規定による移管がなされることその他の理由により速やかに口頭審理を行うことができない場合は、この限りでない。

2 特別審理官は、前項ただし書きの場合は、当該理由がなくなった後、速やかに申請者に対し、別記第1号様式による口頭審理期日通知書により、口頭審理の日時及び場所を通知しなければならない。

3 特別審理官は、口頭審理を行った日においてこれを終結することができない場合は、前条の規定による移管がなされるときを除き、申請者に対し、口頭審理期日通知書により、次回の口頭審理の日時及び場所を通知しなければならない。

(口頭審理の併合)

**第6条** 特別審理官は、複数の申請者が夫婦、親子、兄弟姉妹等の親族関係、後見関係若しくは内縁等実質的に生活を共同にする関係にある場合又は同一団体の構成員である場合（以下「関連申請者」という。）において、適當と認めるときは、当該関連申請者につき併合して口頭審理を行うことができる。

2 特別審理官は、関連申請者につき併合して口頭審理を行う場合は、審問、証人尋問及び次条に規定する調査（以下「証拠調べ」という。）を共通にすることができる。

#### （必要な調査）

**第7条** 特別審理官は、申請者が上陸条件に適合しているかどうかを判断するため又は情状についての資料を得るために必要がある場合は、申請者及び代理人以外の者から事情を聴取し（以下「事情聴取」という。），公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、証拠資料の翻訳又は鑑識を依頼し、その他の必要な調査を行うことができる。

#### （口頭審理に関する記録等）

**第8条** 法第10条第2項の口頭審理に関する記録は、別記第2号様式又は異議の申出の有無その他の事情を勘案して別に定める様式による上陸口頭審理記録書により作成するものとする。

2 特別審理官は、申請者の供述の要旨、証拠調べの概要、口頭審理の経過及び期日に関する事項のほか、関連申請者につき併合して口頭審理を行ったときはその旨及び特別審理官が適當と認めて、申請者の供述に代えて陳述書等の提出を許したときはその経緯を、上陸口頭審理記録書に記載するものとする。

3 特別審理官は、審問において必要と認めるときは、別記第3号様式による口頭審理調書を作成するものとする。

4 特別審理官は、事情聴取において必要と認めるときは、別記第4号様式による供述調書を作成するものとする。

5 特別審理官は、口頭審理調書又は供述調書を作成したときは、供述した者にこれを閲覧させ（次条の規定により外国語を使用し又は通訳を介して口頭

審理を行った場合を除く。），又は読み聞かせて，誤りがない旨を申し立てたときは，署名をさせ，かつ，自らこれに署名しなければならない。

(外国語の使用等)

**第9条** 特別審理官は，口頭審理において適當と認めるときは，外国語を使用することができる。この場合においては，その旨を上陸口頭審理記録書及び審問においては口頭審理調書に，事情聴取においては供述調書に，それぞれ記載するとともに，前条第5項の規定により口頭審理調書又は供述調書を読み聞かせるに当たっては，当該外国語を使用しなければならない。

- 2 特別審理官は，口頭審理において適當と認めるときは，通訳を介してこれを行うことができる。この場合においては，その旨を上陸口頭審理記録書及び審問においては口頭審理調書に，事情聴取においては供述調書に，それぞれ記載するとともに，前条第5項の規定による口頭審理調書又は供述調書の読み聞かせは通訳を介して行うものとし，供述した者が誤りがない旨を申し立てたときは，当該通訳にもこれらに署名をさせるものとする。
- 3 特別審理官は，証拠資料たる書面を翻訳させた場合は，翻訳者をして翻訳文に署名をさせるものとする。

(代理人)

**第10条** 特別審理官は，口頭審理に代理人が出頭したときは，委任状その他の書面により，代理権を有する者であることを確認しなければならない。

- 2 特別審理官は，口頭審理調書を作成する場合において，代理人がいるときは，第8条第5項の規定により申請者に署名をさせるときに，当該代理人にも署名をさせるものとする。

(立会人)

**第11条** 特別審理官は，申請者が口頭審理に親族又は知人の立会を申し出た場合において，口頭審理に支障がないと認めるときは，その1人の立会を許可することができる。

- 2 特別審理官は，口頭審理調書を作成する場合において，立会人がいるとき

は、第8条第5項の規定により申請者に署名をさせるときに、当該立会人も署名をさせるものとする。

(口頭審理の指揮)

**第12条** 特別審理官は、口頭審理に当たっては、証拠調べの手続が円滑に行えるよう、事務を整理するとともに、口頭審理に出席している者に対して適切な指示をするものとする。

2 特別審理官は、口頭審理に出席している者（申請者及び代理人を除く。）が前項の指示に従わないときその他口頭審理の適切な遂行の妨げになると認めるときは、その者に退出を命じることができる。

(証拠資料の取調べ)

**第13条** 特別審理官は、証拠資料の取調べを行う場合は、書面についてはこれを申請者に閲覧させ、読み聞かせ又はその要旨を告げ、証拠物についてはこれを申請者に示すとともに、当該証拠物の記載内容が証拠となるものであるときは、その要旨をも告げるものとする。

2 特別審理官は、証拠資料の取調べをした場合は、その都度、申請者に対し、意見があるかどうかを確認し、当該申請者が意見を述べたときは、これを口頭審理調書に記載するものとする。

(証人尋問又は証拠資料の取調べの申出)

**第14条** 特別審理官は、申請者又は代理人が証人尋問又は証拠資料の取調べを申し出たときは、その者に対し、当該証人尋問又は証拠資料により明らかにしようとする事実（以下「立証事実」という。）について説明を求め、証人についてはその住所、氏名及び申請者との関係を明らかにさせた上、当該証人尋問又は証拠資料の取調べを行うかどうかを決定するものとする。この場合において、特別審理官は、当該立証事実が認定に影響し又は法第12条第1項の許可（以下「上陸特別許可」という。）に当たり考慮されるべき重要な事情であるかどうかを勘案し、当該証人尋問又は証拠資料の取調べを行う必要がないと認めるときは、その申出を却下するものとする。

2 特別審理官は、前項の申出があったときは、その旨、申出に係る立証事実、申出の採否及び申出を却下した場合は、その理由を上陸口頭審理記録書に記載しなければならない。

(証拠資料の領置及び還付)

**第15条** 特別審理官は、申請者その他の者が任意に提出した証拠資料を領置することができる。この場合においては、別記第5号様式による領置調書を作成するとともに、別記第6号様式による領置物件目録書を作成してこれを提出者に交付しなければならない。

2 特別審理官又は主任審査官は、領置された証拠資料について領置の必要がなくなったときは、速やかに、これを提出者に還付しなければならない。ただし、当該証拠資料の所有者が所有権を放棄した場合は、この限りでない。

3 特別審理官又は主任審査官は、法第10条第8項若しくは法第11条第4項（法第12条第2項の場合を含む。）の規定により申請者の旅券に上陸許可の証印をした場合又は法第10条第11項若しくは法第11条第6項の規定により本邦からの退去を命じた場合において、口頭審理の過程において領置された証拠資料で未だ還付されていないものがあるときは、速やかに、これを提出者に還付しなければならない。ただし、当該証拠資料の所有者が所有権を放棄した場合は、この限りでない。

4 特別審理官又は主任審査官は、前2項により証拠資料を還付する場合は、領置物件目録書の提出を求めた上、別記第7号様式による領置物件還付請書を徴しなければならない。

5 特別審理官又は主任審査官は、証拠資料の所有者が所有権を放棄する場合は、領置物件目録書の提出を求めた上、別記第8号様式による所有権放棄書を徴するものとし、所有権が放棄された証拠資料を、所属する地方出入国在留管理官署の長の承認を得て、処分することができる。

(証人の出頭要求)

**第16条** 特別審理官は、口頭審理に出席している者については、法第10条第5項の規定による証人の出頭を求めることなく、その承諾を得て、証人と

して尋問することができる。この場合においては、特別審理官は、その経緯を別記第9号様式による証人尋問調書に記載するものとする。

- 2 特別審理官は、法第10条第5項の規定により出頭を命じた証人が出頭に応じない場合は、その理由を調査し、適當と認めるときは、改めて日時及び場所を指定してその出頭を命じるものとする。

#### (証人尋問)

**第17条** 特別審理官は、証人尋問に当たり、証人に対し、法第75条の規定により、正当な理由がなくて証人が宣誓若しくは証言を拒み又は虚偽の証言をした場合には処罰の対象とされることを告げなければならない。

- 2 特別審理官は、証人に別記第10号様式による宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、自らこれを代読して、署名押印させるものとする。
- 3 特別審理官は、証人を尋問したときは、証人尋問調書を作成するものとし、証人尋問が終了したときは、これを当該証人に閲覧させ（通訳を介して証人尋問を行った場合を除く。）、又は読み聞かせて、誤りがない旨を申し立てたときは、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。
- 4 第9条第2項の規定は通訳を介して証人尋問を行った場合に、第10条第2項及び第11条第2項の規定は証人尋問調書を作成する場合に、それぞれ準用する。

#### (上陸の申請の取下げ)

**第18条** 特別審理官は、認定をする前に、申請者から上陸の申請を取り下げて出国したい旨の申出があり、かつ、直ちに出国することが確実であると認めるときは、当該申請者に別記第11号様式による上陸申請取下書に署名をさせることにより上陸の申請の取下げをさせることができる。ただし、法第10条第8項又は第10項に基づく認定をする前の当該申請者が法第5条第1項第6号若しくは第8号に該当し又は法第13条第1項の許可（以下「仮上陸許可」という。）を受けているときは、この限りでない。

(認定に伴う措置)

**第19条** 特別審理官は、口頭審理を終了したときは、速やかに認定をしなければならない。

2 特別審理官は、申請者に法第10条第7項の通知をするに当たっては、法第6条第3項各号のいずれにも該当しない旨を告げ、速やかに本邦からの退去を命ずるものとする。

3 特別審理官は、申請者に法第10条第10項の通知をするに当たっては、認定の理由である事実の要旨を告げ、認定に服した場合の法律上の効果を説明し、認定に異議があるときは、当該通知を受けた日から3日以内に法務大臣に対して異議の申出をすることができる旨を知らせなければならない。

(異議の申出の放棄等)

**第20条** 特別審理官は、前条第3項の通知をした場合において、申請者が認定に服する旨を申し立てたときは、それに伴う法律上の効果を理解して意思を表示したものであることを確認した上、規則別記第10号様式による異議申出放棄書に署名をさせなければならない。

2 特別審理官は、申請者が前項の異議申出放棄書に署名をしたとき又は前条第3項の通知を受けた日から3日以内に異議の申出をしなかったときは、速やかに本邦からの退去を命ずるものとする。

(異議の申出)

**第21条** 法第11条第1項に規定する主任審査官は、口頭審理をした特別審理官の所属する地方出入国在留管理官署（当該地方出入国在留管理官署に主任審査官が置かれていなければ、当該地方出入国在留管理官署を管轄する直近上級の地方出入国在留管理官署）の主任審査官とする。

2 前項の主任審査官は、申請者から規則別記第13号様式による異議申出書を受領したときは、速やかにその旨を口頭審理をした特別審理官に通知しなければならない。

3 第1項の主任審査官は、申請者の便宜を考慮して、口頭審理をした特別審理官の所属する地方出入国在留管理官署の職員に異議申出書を受領させるこ

とができる。この場合において、法第11条第1項の適用については、当該職員に対して異議申出書が提出されたときに、当該主任審査官に対する提出があつたものとみなす。

- 4 前項の規定により異議申出書を受領した職員は、当該職員が口頭審理をした特別審理官である場合を除き、速やかに、これを口頭審理をした特別審理官に送付しなければならない。
- 5 口頭審理をした特別審理官は、申請者から異議申出書を受領し又は前項の送付を受けたときは、速やかに第1項の主任審査官に対し、別記第12号様式による異議申出書類送付書をもって、これを口頭審理に関する記録その他の関係書類とともに送付しなければならない。第2項の通知を受けたときも、異議申出書の送付を除き、同様とする。
- 6 主任審査官は、前項の送付を受けたときは、速やかに異議申出書及び口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に送付しなければならない。

#### (事実の調査)

**第21条の2** 事実の調査は、主任審査官又は主任審査官が指名する1人若しくは2人以上の入国審査官が行うこととする。

- 2 入国審査官は、前項の調査において、申請者その他関係人から事情を聴取した場合に、必要と認めるときは、別記第4号様式による供述調書を作成するものとする。

#### (異議の申出の取下げ)

**第22条** 主任審査官は、法務大臣、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長から裁決結果の通知を受ける前に、申請者が異議の申出を取り下げて出国したい旨を申し出たときは、特別審理官をして、当該申請者に別記第11号の2様式による異議申出取下書に署名をさせ、直ちに本邦からの退去を命じさせるものとする。

#### (上陸特別許可の通知を受けた主任審査官の措置)

**第23条** 主任審査官は、法務大臣、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長から上陸特別許可をする旨の通知を受けたときは、直ちに申請者の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。この場合においては、申請者が法第26条第1項の規定により再入国の許可を受けたとき（法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定により、再入国の許可を受けたものとみなされるときを含む。）又は法第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持しており、かつ、法務大臣、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長が在留資格及び在留期間を決定しなかったときを除き、法務大臣、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長が決定した在留資格及び在留期間を当該証印に明示しなければならない。

（退去命令に伴う出国便の指定等）

**第24条** 特別審理官又は主任審査官が法第10条第7項若しくは第11項又は法第11条第6項の規定により退去を命ずる場合における出国便の指定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 出国便是、送還義務を負う運送業者が運航する至近便とする。ただし、当該運送業者が運航する便での送還が適当でないと認めるときは、他の運送業者が運航する便とすることができる。いずれの場合も、出国便是、やむを得ない事情のある場合を除き、退去を命じた日から7日を超えてはならない。
- (2) 特別審理官又は主任審査官は、出国便を指定した後において、申請者が疾病等その責めに帰することができない事由により当該出国便で出国できなかつたときは、改めて出国便を指定するものとする。

（運送業者に対する退去命令の通知等）

**第25条** 法第10条第7項若しくは第11項又は第11条第6項に規定する運送業者等に対する通知は、申請者が乗ってきた船舶等を運航する運送業者に対して行うものとする。

- 2 特別審理官又は主任審査官は、前項の通知をするときは、当該運送業者に

対し、退去を命じられた申請者が乗った船舶等が出港したときに、遅滞なくその旨を報告するよう指示するものとする。

(とどまることができる期間及び施設の指定)

**第26条** 特別審理官又は主任審査官は、第24条の場合において、申請者が船舶等の運航の都合その他申請者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退去することができないと認めるとときは、当該申請者が乗ってきた船舶等又は空海港施設内の適当な場所にとどまることができるときを除き、とどまることができる期間及び施設を指定するものとする。

2 特別審理官又は主任審査官は、とどまることができる期間及び施設の指定を受けている申請者が指定した出国便で退去しないときは、法第24条第5号の2に該当する容疑者として、直ちに所属の地方出入国在留管理官署（当該地方出入国在留管理官署に入国警備官が置かれていなければ、当該地方出入国在留管理官署を管轄する直近上級の地方出入国在留管理官署）の入国警備官に通報しなければならない。ただし、その原因が疾病等申請者の責めに帰することができない事由によると認められる場合は、改めてとどまることができる期間及び施設の指定をするものとする。

(仮上陸許可)

**第27条** 法第13条第1項に規定する主任審査官は、申請者に係る上陸の手続を行っている地方出入国在留管理官署（当該地方出入国在留管理官署に主任審査官が置かれていなければ、当該地方出入国在留管理官署を管轄する直近上級の地方出入国在留管理官署）の主任審査官とする。

2 前項の主任審査官は、上陸の手続を担当する入国審査官又は特別審理官をして、仮上陸許可書を交付させることができる。

別記第1号様式（規程第5条関係）

日本国政府法務省  
Ministry of Justice, Japanese Government

番 号 No.
年月日 Date

口頭審理期日通知書

NOTICE OF HEARING

殿

To:

1 国籍・地域

Nationality/Region \_\_\_\_\_

2 氏 名

Name \_\_\_\_\_

男 Male

女 Female

                 Last              First              Middle

3 生年月日

Date of Birth \_\_\_\_\_

                 Year              Month              Day

                 Year              Month              Day

4 居住地

Present Address in Japan \_\_\_\_\_

あなたの上陸申請に関し、出入国管理及び難民認定法第10条に規定する口頭審理を行うので、次のとおり通知します。

You are hereby notified that the hearing, provided for in Article 10 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, will be held as follows:

(1) 口頭審理期日 年 月 日

Date of Hearing              Year              Month              Day

(2) 場 所 出入国在留管理局 支局・出張所

Place of Hearing              Regional Immigration Services Bureau      Branch Office

出入国在留管理局 支局・出張所

Immigration Services Agency      Regional Immigration Services Bureau      Branch Office

特別審理官

Special Inquiry Officer

署 名

Signature

備 考

Remarks

ア 口頭審理には、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の一人を立ち会わせることができます。

You may have the attendance of one of your relatives or acquaintances with the permission of the Special Inquiry Officer.

イ 口頭審理において、あなた又はあなたの代理人は、証拠を提出し及び証人を尋問することができます。

You or your representative may, in the course of the hearing, produce evidence and cross-examine the witnesses.

ウ 仮上陸中に正当な理由がなく出頭しないときは、収容されることがあります。

You may be detained, if you fail to appear at a summons without justifiable reason while you are given permission for provisional landing.

別記第2号様式（規程第8条関係）

平成 裁第 号

## 上陸口頭審理記録書

平成 年 月 第 号

出入国在留管理局 支局 出張所

1 国籍・地域	氏 名		性 別	生年月日	職 業	
			男 女	.		
(別名・通称)						
2 入国経路		上陸申請港				
船 機 名		運送業者名				
本国の住所						
本邦予定住居						
3 上陸申請	月 日	上陸申請取下げ	月 日	不適合認定	月 日	
特審官引渡し	月 日	口頭審理終止	月 日	異議申出・放棄	月 日	
4 引渡し理由				上陸防止場所		
5 仮上陸許可	月 日 住居:			行動範囲		
収容	月 日 収容場所:					
6 代理人・立会人 参考人・証人			語使用 通訳人	審理併合 番号		
7 旅券	種類: 外交・公用・一般・外国人旅券・旅行証明書 難民旅行証明書・渡航証明書・再入国許可書				発行者	
有効・無効 なし・失効					有効期限	年 月 日
番号:					備考	
8 査 証	免 除	該当・非該当	発行者 在	大使館・総領事館・領事館		
一回・数次	区 分	外・公・就・通・短・一・特	発行年月日	年 月 日		
有効・無効・なし	入国目的		有効期限	年 月 日		
失効・使用済	滞在期間	年 月 日	クリアランス	要・否: 号		
9 再入国許可	番 号	許可年月日	年 月 日			
一回・数次	在留資格	再入国期限	年 月 日			
有効・無効・なし	在留期限	出国年月日	年 月 日			
10 在留資格認定証明書	有効・無効・なし; 第 号 年 月 日 ~ 年 月 日					
要・否	備 考					
11 出国用航空券	あり・なし; 月 日 港発 向け 号・便					
12 上陸拒否事由	非該当・該当; 法5-1-					
13 上陸申請に係る内容	申請書記載の渡航目的 「 」 申請書記載の予定滞在期間 「 」( 年 月 日 )					
渡航経緯、具体的な渡航目的、滞在予定及び滞在費用等についての申請者の申し立て要旨(陳述書等の提出があった場合その経緯)						
供述の裏付け 証言・資料						

## 上陸口頭審理記録書(一般事案)

平成 年月日 第 号

14 特別審理官が認めた不適合事由の原因	本人 法令不知・不注意・法令軽視(無視) : 関係者等 不注意・怠慢・法令不知 運送業者 不手際・怠慢 : 旅行業者 不手際・怠慢 在外公館 過誤・便宜措置 : 米軍係官 不注意・誤った指導							
原因の具体的な説明								
15 適 条	法7-1-1 無旅券・無査証・目的相違, 法7-1-3, 法7-1-4 上陸拒否事由該当							
不適合認定	特別審理官が認定に至った理由	旅券・再入国許可書・渡航証明書・難民認定証明書・旅行証明書; なし・無効・失効 査証; なし・無効・失効・使用済・目的相違・査免非該当 再入国許可; 無効・失効 その他:						
裏付け証言・資料								
16 不服事由								
上陸審判担当	特別審理官 (印)				引渡入国審査官			
17 在日家族及び在日関係者	国籍・地籍	氏 名	年齢	職業	本人との関係	連絡先等	電話 在留資格・期間	
18 申請者の経歴及び在日歴								
19 法12条の特に上陸を許可すべき事情								
20 参考事項								
21 裁 決	上陸特別許可: 「 」 年・月・日 証印: 年 月 日							
22 退去命令	月 日	退去経過	月 日	港発	号・便	向け		

別記第2号様式の2(ロ)

上陸口頭審理記録書(法7-1-2事案)

平成 年 月 第 号

14 特別審理官が認めた不適合事由の原因	本人 法令不知・不注意・法令軽視(無視) : 関係者等 不注意・怠慢・法令不知 運送業者 不手際・怠慢 : 旅行業者 不手際・怠慢 在外公館 過誤・便宜措置 : 米軍係官 不注意・誤った指導						
原因の具体的な説明							
15 適 条 不適合認定	法7-1-2 虚偽申請・在留資格「 」非該当・告示非該当・基準不適合 特別審理官が認定に至った理由 旅券・再入国許可書・渡航証明書・難民認定証明書・旅行証明書; なし・無効・失効 査証; なし・無効・失効・使用済・目的相違・査免非該当 再入国許可; 無効・失効 その他:						
裏付け証言・資料							
16 不服事由							
上陸審判担当	特別審理官 (印) 引渡入国審査官						
17 在日家族及び在日関係者	国籍・地城	氏 名	年齢	職業	本人との関係	連絡先等	電話 在留資格・期間
18 申請者の経歴及び在日歴							
19 法12条の特に上陸を許可すべき事情							
20 参考事項							
21 裁 決	上陸特別許可: 「 」 年・月・日 証印: 年 月 日						
22 退去命令	月 日	退去経過	月 日	港発	号・便	向け	

# 上陸口頭審理補助紙 平成 年 月 日 第 号

記事欄

記事欄

# 主任審査官意見

平成 年 月 日 第 号  
出入国在留管理局 空・港支局・出張所

意 見 ;  
理 由 ;

理由あり・理由なし 退去相当・上陸特別許可相当

口頭審理調書					
(件名) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項 号不適合容疑案件					
国籍・地域					
氏名			(男・女)		
生年月日		年	月	日生(当)	歳)
職業			(性)		
本国の住所					
上記の者に対する頭書案件につき、平成 年 月 日 出入国在留管理					
局 空港・港支局 出張所において、特別審理官 は、					
申請者、代理人及び立会人出席して、通訳人 を介して					
語により次のとおり口頭審理を行った。					
特別審理官は、申請者に対し、国籍・地域、氏名、生年月日、職業、本国の住所、入					
国目的、滞在予定期間及び本邦連絡先を尋ねたところ、申請者は任意次のとおり供述し					
た。					
国籍・地域は、					
氏名は、					
生年月日は、					
職業は、					
本国の住所は、					

別記第3号様式の2（規程第8条関係）

入国目的は、
滞在予定期間は、
本邦連絡先は、
特別審理官は、申請者に対し、出入国管理及び難民認定法第9条第6項の規定により
入国審査官が申請者を特別審理官に引き渡した理由を告げ、同法第7条第2項の規定に
より申請者が上陸のための条件に適合していることを立証しなければならない旨説明す
るとともに、同法第10条第3項の規定により申請者又はその代理人は口頭審理に當た
って証拠を提出し、証人尋問をすることができること、及び同条第4項の規定により特
別審理官の許可を受けて親族又は知人の一人を立ち会わせることができることその他上
陸審判手続及びその効果を説明し、その弁解の有無及び意見、希望を尋ねたところ、申
請者は次のとおり供述した。
答)

### 別記第3号様式の2（規程第8条関係）

特別審理官は、申請者に対して、認定の要旨を告げ、認定通知書を交付した上、適条及び認定の理由並びに認定に伴う法律上の効果を説明した後、認定に服するかどうかを問い合わせ、申請者において認定に異議があるときは、3日以内に不服の事由を記載した異議申出書を提出すべきことを告げたところ、容疑者は、認定に旨申し立て、次のように述べた。

以上録取し、申請者に閲覧させ、通訳人を介して語で読み聞かせたところ、申請者は次のとおり述べた。

### 別記第3号様式の2（規程第8条関係）

以上、申請者に閲覧させ、通訳人	を介して	
語で読み聞かせたところ、申請者は、誤りがない旨を申し立て、特別審理官及び関係者		
とともに、署名	印した。	
前同日		
申請者		
代理人		
立会人		
通訳人		
出入国在留管理局	空港・港支局	出張所
特別審理官		
入国審査官（事務補助者）		

### 別記第3号、第4号及び第9号様式の3（規程第8条及び第16条関係）

供　述　調　書					
国籍・地域					
氏　　名					
(男・女)					
生年月日		年	月	日	生(当)歳
職　　業					
居　住　地					
特別審理官　　は、平成　年　月　日，　　に					
において、申請者　　に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項					
第　　号不適合容疑案件につき、上記の者に対し、通訳人					
を介して　　語により事情を聴取したところ、任意次のとおり供述した。					

#### 別記第4号様式の2（規程第8条関係）

以上録取し、供述者に閲覧させ、通訳人を介して  
語で読み聞かせたところ、供述者は次のとおり述べた。

別記第4号様式の2（規程第8条関係）

以上録取し、供述者に閲覧させ、通訳人	を介して	
語で読み聞かせたところ、供述者は、誤りがない旨を申し立て、特別審理官及び申請者		
とともに、署名　印した。		
前同日		
供述者		
申請者		
通訳人		
出入国在留管理局	空港・港支局	出張所
特別審理官		
入国審査官（事務補助者）		

## 領 置 調 書

年 月 日

出入国在留管理局

特別審理官

印

申請者 に対する出入国管理及び難民認定法第7条  
第1項第 号不適合容疑案件につき、本職は、平成 年 月 日  
において次の者が任意に提出した下記目録の物件を領置した。

提出者の居住地及 び署名 (又は記名) 印	下記の物件を任意に提出します。 I will voluntarily present the following items to be retained. 居住地 Present Address in Japan 氏名 Name	印 Seal
--------------------------------	--	-----------

## 目 錄

LIST

番号 No.	品 名 Items	数量 Quantity	所有者居住地・氏名 Present Address in Japan and Name of Possessor	備 考 Remarks

領置物件目録				
LIST OF RETAINED ARTICLES				
年 月 日 Date				
To:	殿			
出入国在留管理庁	出入国在留管理局			
Immigration Services Agency	Regional Immigration Services Bureau			
支局	出張所			
District Office	Branch Office			
特別審理官	印			
Special Inquiry Officer	Seal			
<p>申請者 に対する出入国管理及び難民認定法第10条の規定に基づく口頭審理に関し、平成 年 月 日、          において下記の物件を領置したので、この目録を交付します。</p> <p>This list of the retained articles is hereby delivered because the following items are retained at on , concerning the hearing of the applicant Mr./Mrs. , provided for in Article 10 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.</p>				
目録				
LIST				
番号 No.	品名 Items	数量 Quantity	所有者居住地・氏名 Present Address in Japan and Name of Possessor	備考 Remarks

別記第7号様式（規程第15条関係）

注 意	目録欄不足のときは、裏面に追記す ること。
--------	--------------------------

日本国政府法務省 年 月 日  
Ministry of Justice Date:  
Japanese Government

## 領置物件還付請求書

RECEIPT OF RETAINED ARTICLES

出入国在留管理局  
Immigration Services Agency      出入国在留管理局  
支局                                  Regional Immigration Services Bureau  
District Office                      出張所  
                                        Branch Office

主任審査官 殿  
To: Supervising Immigration Inspector  
特別審理官 殿  
To: Special Inquiry Officer

に対する上陸手続事案に関する下記領置物件の還付を受け、正に受領しました。

I have duly received the following articles which were retained for the examination of the case under the entry formalities wherein \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ is or was involved.

	品名 (Items)	数量 (Quantity)
1		
2		
3		
4		
5		

居住地 Present Address in Japan \_\_\_\_\_  
氏名 Name in full \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
Signature Seal

別記第8号様式（規程第15条関係）

日本国政府法務省

年 月 日

Ministry of Justice

Date:

Japanese Government

## 所有権放棄書

WAIVER

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

Immigration Services Agency

Regional Immigration Services Bureau

支局

出張所

District Office

Branch Office

主任審査官 殿

To: Supervising Immigration Inspector

特別審理官 殿

To: Special Inquiry Officer

居住地

Present Address in Japan

氏 名

印

Name

Seal

領置中の下記物件の所有権を放棄します。

I hereby waive my proprietary rights of following articles which were retained.

## 目録

List

番号 No.	品名 Item	数量 Quantity	差出人 Possessor	備考 Remarks

証人尋問調書	
(件名) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項 号不適合容疑案件	
国籍・地域	
氏名	
(男・女)	
生年月日 年 月 日 生(当)歳	
職業 (性)	
本国の住所	
上記の者に対する頭書案件につき、平成 年 月 日 出入国在留管理	
局 空港・港支局 出張所において、特別審理官 は、	
出入国管理及び難民認定法第10条第5項の規定に基づき、申請者・代理人の請求によ	
り・職権に基づき出頭を命じた証人・口頭審理の出席者でその承諾を得た証人	
に対し、通訳人 を介して	
語により、同法第75条に規定する偽証等の処罰を告げ、上陸審判規程別記	
別記第10号様式による宣誓書により宣誓させた上、申請者、代理人及び立会人の面前	
において、次のとおり証言を求めた。	
問) 証人の国籍・地域、氏名、生年月日、職業及び居住地はどうか。	
答) 国籍・地域は、	
氏名は、	

### 別記第9号様式の2（規程第8条関係）

### 別記第9号様式の2（規程第8条関係）

別記第9号様式の2（規程第8条関係）

以上録取し、証人に閲覧させ、通訳人	を介して	
語で読み聞かせたところ、証人は、誤りがない旨を申し立て、特別審理官及び関係者とともに、署名		
印した。		
前同日		
証人		
申請者		
代理人		
立会人		
通訳人		
出入国在留管理局	空港・港支局	出張所
特別審理官		
入国審査官（事務補助者）		

(注意) 本書は証人尋問調書又は口頭審理調書に編てつすること

日本国政府法務省

年 月 日

Ministry of Justice

Date:

Japanese Government

## 宣 誓 書

OATH

私は、申請者 に対する出入国管理及び難民認定法第10条の規定に基づく口頭審理に当たり、証人として、良心に従って真実を述べ、何事も隠すこと及び何事も付け加えないことを誓います。

I hereby swear as a witness that I depose in accordance with the dictates of my conscience the whole truth, concealing or adding nothing in the hearing, in the case of the applicant, Mr./Mrs.

                        , provided for in Article 10 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

1 国籍・地域及び住所 (Nationality/Region and present address in Japan of witness)

(1) 国籍・地域

Nationality/Region

(2) 住所

Present Address in Japan

2 生年月日及び年齢 (Date of birth and age of witness)

年 月 日生 歳

Year Month Day age

証人

witness

(署名 印)

(Signature and Seal)

別記第11号様式（規程第18条関係）

日本国政府法務省 Ministry of Justice, Japanese Government	番号 No.
	年 月 日
	Date:
<h2>上陸申請取下書</h2> <p>WITHDRAWAL OF APPLICATION FOR LANDING</p>	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
To: Immigration Services Agency	Regional Immigration Services Bureau
支局	出張所
District Office	Branch Office
主任審査官	殿
Supervising Immigration Inspector	
特別審理官	殿
Special Inquiry Officer	
下記のとおり出国するため上陸の申請を取り下げます	
I hereby withdraw my application for landing to leave Japan with following.	
(1) 出国予定日	
Expected date of departure	
(2) 出国予定便	
Expected flight(ship) No.	
(3) 出国予定港	
Expected port of departure	
申請者 Applicant	署名 Signature

別記第11号の2様式（規程第22条関係）

日本国政府法務省 Ministry of Justice, Japanese Government

番号

No.

年 月 日

Date:

## 異議申出取下書

WITHDRAWAL OF FILING OF OBJECTION

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

To: Immigration Services Agency

Regional Immigration Services Bureau

支局

出張所

District Office

Branch Office

主任審査官

殿

Supervising Immigration Inspector

特別審理官

殿

Special Inquiry Officer

下記のとおり出国するため異議の申出を取り下げます

I hereby withdraw my filing of objection to leave Japan with following.

(1) 出国予定日

Expected date of departure

(2) 出国予定便

Expected flight(ship)No.

(3) 出国予定港

Expected port of departure

申請者

Applicant

署名 Signature

年 月 日

## 異議申出書類送付書

出入国在留管理局

主任審査官 殿

同 局

特別審理官

(仮上陸・上陸防止) 中

適 条 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第 号不適合認定

国籍・地域

氏 名 (男・女)

年 月 日 生 (当 歳)

上記の者に対する頭書不適合認定案件に関し、平成 年 月 日

本職のした認定につき、 月 日 上記の者は異議申出書及び関係書類を別添

のとおり差し出したので、事案記録及び証拠物とともに送付する。

おって、異議申出書類を取り調べたところ、認定要旨及び情状に関し、下記のとおり、重要な事実又は証拠があると思料されるので、意見を付し報告する。

記